

総合計画審議会部会の設置について

1 部会設置の趣旨

- (1) 総合計画の施策の取組状況について、機動的・効果的な第三者評価を実施するため、部会を設置し、集中的な審議を行う。
- (2) 総合計画では、復興計画の 1 2 の重点プロジェクトを計画の中に位置づけたことから、総合計画と復興計画の一体的な評価、進行管理を行っている。福島県では、今年度、復興計画（第 2 次）（平成 24 年 12 月改定）の見直しを行うこととしているが、この見直しは、総合計画と復興計画の進行管理と密接に関係していることから、上記（1）により設置する部会において、復興計画の見直しに関する審議を行う。

2 部会の名称及び審議内容

(1) 名称

総合計画進行管理・復興計画見直し部会（以下、「部会」という。）

(2) 審議内容

- ア 総合計画のうち、主に政策分野別の主要施策（第 3 章）及び重点プロジェクト（第 5 章）の取組状況について評価及び審議を行う。
- イ 復興計画（第 2 次）の見直しについて審議を行う。

3 部会委員の人数

部会委員は 15 名とし、このうち 10 名を審議会委員から指名する。

残り 5 名を、復興計画の見直しを審議するための特別委員として、外部の専門家や有識者から任命する。

4 部会委員の任期及び指名

(1) 審議会委員

任期は、次回の改選の時までとし、委員の改選があった場合には、改めて会長による部会委員の指名及び部会長の互選を行うものとする。

(2) 特別委員

任期は、平成 27 年度末までとし、毎年度、改めて知事が特別委員を任命し、会長が部会委員の指名を行うものとする。

5 部会報告の取扱い

部会は、審議した結果を審議会に報告し、審議会は、この報告を踏まえて審議を行うものとする。

平成27年度 総合計画進行管理・復興計画見直し部会の構成

